

< 論 文 >

中国对外経済政策の新段階と政策決定主体、
交渉チャネル、政策指向性の変化

中 川 涼 司*

New Stage of Foreign Economic Policy of China and the Change of Their
Decision Making Units, Negotiating Channels and Policy Orientation

NAKAGAWA, Ryoji

Nakagawa[2011b] summarized the precede researches on the processes of the Chinese foreign economic policymaking. And then, this article reviewed the changes of the agendas in the US-China economic negotiations from 1998 to 2011 and concluded as follows.

Some agendas arouse in the adapting process of China to international regimes, normalizing of diplomatic relations, MFN, the accession to WTO, accessibility to the China market, and so on had already disappeared or remained as the different form. More and more attentions are paid on the agendas which reflect the growing interdependence between US and China, the problems of trade imbalances, foreign exchange rate and intellectual property right. Moreover, as the result of the growing economic presence of China, some new agendas, M&A by Chinese companies and energy resources have appeared.

On this basis, this article focuses on the decision making units, channels and style of foreign economic policy of China.

On the decision making units, the leadership of CCP is maintained, but at the same time many aspects of institutionalizing proceeded. Above all, on negotiation through WTO, centralization to the Chamber of Commerce is remarkable. On the financial negotiation, the governor of People's Bank of China (Central bank of China) and minister of finance attend the G20 like G8 countries did previously. Moreover, other than the government channels, there are private channels.

* 立命館大学国際関係学部教授

On the negotiating channels, as to trade of goods and services, the main channel have been WTO after the accession of China. Chinese government not only accepts the WTO rules but also tries to utilize the WTO rules, for example anti-dumping rules, positively. But because of the limitation of the coverage and function of WTO, bilateral negotiations, ASEAN+3, G20 and so on have the specific roles.

On the policy orientation, in general, Chinese government takes the economic utility oriented style. But at the same time Chinese government refuses infringes to sovereignty unlike the Japanese government accepted the Structural Impediments Initiative talks on the domestic problems and so on. It is difficult to happen the exchange of the “economy” and “politics on US-Sino relation like the exchange of “Fiber” and “Okinawa” on US-Japan relation. As to the domestic game rules, it isn’t so easy to make the conclusion because of the scarcity of the information on the interest groups. But from the result of analysis of the anti-dumping bit, we can say that Chinese foreign economic policy reflects the power balance of domestic interest groups.

Keywords : China, Foreign Economic Policy, Decision Making Units, Negotiating Channels, Policy Orientation

キーワード：中国、対外経済政策、政策決定主体、交渉チャネル、政策指向性

はじめに 本稿の課題

前稿中川涼司 [2011b] は、中国の対外政策決定に関わる近年の研究動向を整理するとともに、米中経済交渉を中心に、交渉議題（アジェンダ）の変化を特徴づけた。そこでの結論は以下のとおりであった。

中国の国際レジームへの参与過程において発生していた歴史的課題であった国交正常化、MFN 供与、WTO 加盟、（サービス分野を除く）市場アクセスといった問題は課題が基本的には終わったことで、アジェンダから消えているか、あるいは、形を変えて残っているにすぎない。それに対して、米中間の相互依存性の高まりから、発生している貿易不均衡は正問題およびそれに関連する人民元切り上げ問題、知的財産権問題が前面に大きく出るようになってきている。また、中国の対外経済関係の深化を反映し、M&A による対外直接投資問題やエネルギー資源問題が、安全保障や人権の問題ともリンクさせられながらクローズアップされるに至っている。

以上の検討の結果は中国の既存国際レジームへの適応過程は、2001 年の WTO 加盟でもって基本的に終了し、それ以降、中国の対外政策は新たな段階へと入っているという中川 [2011a] の主張とも符合する。

本稿の課題は、さらに中国の対外経済政策決定主体、交渉チャネル、政策指向性がこのような対外経済政策の新段階に符合するかたちでどのように変化しているかを明らかにすることである。

I. 中国対外経済政策決定の国内体制—政策決定主体の変化

1. 組織体制の階層

中国国内の体制はおおむね以下のルールに対応したものでなくてはならないと考えられる。すなわち、対応の基本を為すストラテジーの設定機関、比較的確立された WTO 等の国際レギュレーションを積極活用するためのエスタブリッシュされた体制、WTO 等の既存ルールではカバーできていない領域に対する臨機応変な対応が可能なアドホックな体制、である。

第1のストラテジーの設定は、党の領導小組によって方向が練り上げられる。工作会議がオペレーショナルな利害調整の性格が強いのにに対して、領導小組は戦略的判断のための調整会議である。領導小組の組織的バックアップとして共産党書記局および領導小組弁公室があり、党の常務委員会（さらには政治局、中央委員会、党大会）と政府の國務院（さらには全人代）においてオーソライズされる。ただし、改革開放初期には指導者による非公式な関係の果たす役割が大きかったが、1990年代末より、制度化が進み、個人プレーではなく、組織としての整備が進んでいる。

第2のエスタブリッシュされた体制は、かつての指導者の一存による体制ではなく、指導者層による戦略判断にも従いつつ、国内の利害関係者の利害の調整の上に立ち、かつ、交渉の窓口として一本化されて統一的な対外交渉が可能であることが必要である。現在は商務省において国内外財サービス取引の管理が統一され、そこに対外交渉セクションが設けられている。また、各種の業界団体はかつての政府部門が格下げになった半政府機関としての性格が強いが、この常設機関のネットワークに組み込まれている。

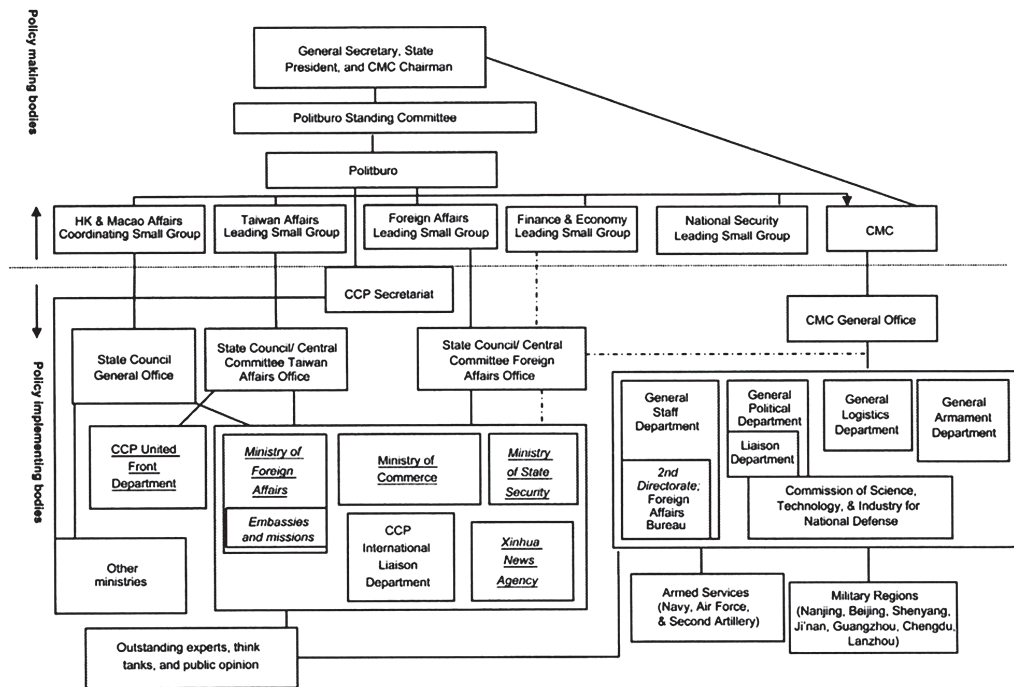
第3のアドホックな体制はどこかの常設的なセクションではなく、部局横断的に対応できることが必要であり、各種のアドホックな「工作会議」、「領導小組」等によって対応される。

2. 中国対外経済政策に関連する機関・機構と決定プロセス

中国の外交、とくに経済外交の意思決定を担う諸機関および決定プロセスはどのようなものか。

紙幅も限られることから、党中央軍事委員会など安全保障に関わる部分は立ち入らない。また、Barnett[1985] から Lai[2010] への発展および Lai[2010] でも言及されていない諸点を中心に論じたい。

図2 中国外交意思決定システム



(出所) Lai[2010]p.135

3. 党中央外事工作領導小組 (CCP Central Foreign Affairs LSG)

(1) 党中央工作領導小組とは

中国共産党 (CCP) は5年に1度の大会 (Party Congress ないし National Congress of the Communist Party)、ほぼ1年に1回の中央全会 (中央委員会総会、Central Committee) を開催するが、これらは決定のオーソライズのための機関と考えられる。政治局会議もさほど頻繁には開かれない。日常的には党側の事務機構である共産党書記処 (Party Secretariat)、決定機構である党政治局常務委員会 (Politburo Standing Committee) と政府側の國務院常務委員会 (Standing Committee of the State Council、ほぼ週1回開催。なお國務院全体会議は半年に1回) および各省庁等のやり取りで問題は処理されていく。

特定の領域において、党指導部が意思決定をし、かつ、政府組織を指導するために、党章 (党規約) には無い組織として設けられているのが、党工作領導小組 (CCP Leading Small Group: LSG) である。これは1955年に党の行政組織への指導を強めるために分野ごとに作られた「対口部」が文化大革命においていったんは廃止されていたものが、改革開放の中で復活したものである。主要な領導小組は国家安全領導小組 (Central National Security LSG)、

中央外事領導小組（Central Foreign Affairs LSG）、中央財經領導小組（Central Finance and Economy LSG）、台湾工作領導小組（Central Taiwan Affairs LSG）等である。その他にも香港マカオ工作領導小組や中央農作工作領導小組がある。これらの小組は中央の各部や書記処よりも上位にあり、直接に政治局や常務委員会に責任を持つ。このような小組はすでに毛沢東時代に存在したが、どの職位がどの小組の組長になるかは固定されていなかった。党体制が確立する江沢民政権において、外交に関連する主要な領導小組については江沢民が組長を務めることとなり、また、胡錦濤への政権移行で、若干のタイムラグはあったが、組長の地位は引き継がれた。

(2) 党中央外事工作領導小組

これらのうち、外交にもっとも関連の深い党中央外事工作領導小組の機能についてまずみていく。

中央外事工作領導小組は1958年に対外政策の調整のために設置されたもので、周恩来総理が外交部長兼任をやめ、陳毅が外交部長となったことに伴うものである。組長は外交部長兼副総理の陳毅であった。当時、対外政策は毛沢東・周恩来によって基本的に決定されており、外交部長としての陳毅がその方針にしたがって対外政策を実施するための機関としての意味合いが強かったと思われる。

文革期に中央外事工作領導小組は機能を停止し、1981年に復活した。1981年から1988年まで組長であったのは李先念で副組長は万里等であった。李先念は1981年時点では党中央政治局常務委員、副主席、党中央軍事委員会常務委員ではあったが、国家主席ではなかった。また、1983年6月18日1988年4月8日までは国家主席ではあったが、党総書記や党軍事委員会主席ではなく、対外政策は基本的に鄧小平と総書記の胡耀邦、趙紫陽のラインで決められていた。したがって同小組は、ここでも調整機関としての性格が強いと思われる。ただし、1982年の党第12回大会は、「自主独立外交」の成立にはこの小組は党内の意見を集約するうえで大きな意味を持ったと考えられる。「自主独立外交」は、「3つの世界論」と言いつつ、反ソの立場から対米接近をする「一条線」の理論を修正し、反覇権ということで一括すること、帝国主義戦争を不可避と見ず、周恩来・ネルーによる平和5原則の立場に帰り、文革期に行われた革命輸出をやめることを決めたものである。バーネットによれば、李先念と鄧小平の対外政策の考え方は異なり、対米接近に警戒的であったが、この「自主独立外交」というフレーズによって妥協点が図られた模様である（Barnett[1985]p.15, 邦訳31ページ）。

1987年の党第13回大会で党中央政治局常務委員さらに國務院代総理となった李鵬が中央外事工作領導小組副組長となり、1988年に国家主席が李先念から楊尚昆に交代したことで、組長も楊尚昆となった。その後（時点不明。1989年6月ないしその直後ではないかと思われる）改組され、組長が國務院総理となっていた李鵬、副組長が外交部長から國務院副総理となってい

た呉学謙となり、そして軍から秦基偉が参加した。江沢民が1989年6月に党総書記、11月に党軍事委主席、1993年に国家主席となっても、李鵬が組長を続けたが、1998年に李鵬が國務院総理から全人代議長となるに伴い、組長は國務院総理の朱鎔基ではなく、江沢民となった。副組長は1988年から1998年の10年以上も外交部長の任にあたり、その後、外交担当の國務院副総理となっていた銭其琛である。ここで、江沢民が外交面でもリーダーシップを掌握し、それを外交のプロの銭其琛がサポートする体制が確立した。それとともにこの小組の位置づけも高められている。2000年9月にはアメリカの国家安全保障会議（National Security Council：NSC）を真似た形で、中央国家安全領導小組が成立するが、これは中央外事工作領導小組を2枚看板にしたものにすぎない。2002年に胡錦濤政権が誕生したことに伴い、2003年に中央外事工作領導小組組長は胡錦濤となり、副組長は曾慶紅、唐家璇、習近平と替わり、弁公室主任は戴秉国となった。戴秉国は外交部副部長であるが、党内では外交部長よりも上位に位置づけられるという逆転現象も起きている。

現時点では構成員は国家主席、国家副主席以外に、その他外交を担当する國務院副総理ないし國務委員、外交部、国防部、公安部、国家安全部、商務部、香港マカオ弁公室、海外華僑弁公室、新聞弁公室などの責任者、および党から中央宣伝部長、中央聯絡部長、軍から総参謀部の高級将校などが参加し、部局横断的に外交に関する最高の意思決定を行う場である。事務局としては復活当初、國務院外事弁公室が当たっていたが、党機関の事務局が國務院の機関という奇妙さがあり、1998年8月に中央外事工作領導小組弁公室が事務局機能を担うこととなった。推定される現在のメンバーは以下のとおりである。組長、胡錦濤（中共中央総書記・国家主席・中央軍事委員会主席）、副組長、習近平（中共中央常務委員・中共中央書記処書記・国家副主席）、劉雲山（中共中央政治局委員、中央宣伝部部长）、梁光烈（中央軍事委委員、國務委員、国防部長）、孟建柱（國務委員、公安部部長）、戴秉国（國務委員：外交担当）、廖暉（全国政治協商会副副主席、國務院香港・マカオ弁公室主任）、楊潔篪（外交部長）、王毅（中共中央台湾工作弁公室主任）、喬宗准（外交部副部長、中央規律委員会委員）、王家瑞（中共中央対外聯絡部部长）、王晨（中央対外宣伝弁公室主任・國務院新聞弁公室主任）、耿惠昌（国家安全部部长）、陳德銘（商務部長）、李海峰（國務院僑務弁公室主任）、馬曉天（人民解放軍副総参謀長）。秘書長兼弁公室主任は戴秉国。弁公室副主任は裘援平、杜起文。

このように党中央外事工作領導小組の位置づけは時期によってかなり異なる。しかし、外交部が政策執行のための職業外交官たちの機関としての性格を強めるにつれ、党が外交戦略を主導する場としての意味を高めたということではできよう。

なお、2006年8月に開催された中央外事工作會議は領導小組とは性格を全く異にし、「和諧世界論」を国内外にアピールする場としての位置づけである。しかし、出席メンバーから考えても、領導小組の議論を反映していることは疑いなく、逆に領導小組の守備範囲を伺わせる。やはり安全保障関係が中心で経済関係はあまり大きな位置づけではない。

(3) 外交部長、外交担当副総理・国務委員

外交を担う責任者はどのようになっていたか。建国期、外交部長（外相）は国務院総理である周恩来が兼任しており、周恩来が若手の外交専門家を組織した。彼らは戦後間もなくの国民党やアメリカとの交渉、朝鮮戦争の休戦交渉、1954~5年のジュネーブ会議、バンドン会議などに関与した。それらは後に外交部長となった喬冠華、黄華、副部長となった王炳南、陳家康、浦寿昌、章漢夫や他の各界で活躍した章文晋、韓念龍、韓叙、冀朝鑄、張再、李慎之、浦山といった人々である。建国期から外交に関わるもう一つのグループは人民解放軍の元帥や将軍から外交部長、大使等になった人々である。周恩来の後を継いで外交部長となった陳毅は元帥であり、その後任の姬鵬飛もそうである。

しかし、その後1970年代以降、外交部長は、職業的に養成された外交官のポストとしての色彩が強くなる。西側諸国や途上国との関係が広がるなかでは専門的対応が必要となったせいでもあるが、その引き換えに、外交部長の政治ポジション（党においても中央委員クラス）は低くなっていった。

1950年代以降、外交部への新規採用者は1955年に開設（1966年に文革により一時閉鎖、1973年再開）された外交学院を中心に国内の教育システムによって養成されるようになってきた。もうひとつの柱である国際関係学院は1949年に設立された中央外事幹部学校が前身である。同校は、建国初期の「將軍大使」等の教育機関であったが、1961年にいったん外交学院と合体し、外交学院分院となった。1965年に外交部長・元帥の陳毅は国際関係学院とし、中央調査部の直屬機関とした。文革期に政治的混乱から1970年には機能停止したが、（全国高等学校統一入試が再開された）1979年に学生募集を再開した。呉学謙以降の外交部長は、共青团や外交部のなかで国際経験を積んできた外交の専門家としての色彩が強くなる。呉学謙は共青团の中央国際連絡部の副部長、部長を1949~58年において務め、党中央の対外連絡部局長、副部長を経て外交部副部長となっている。1954年にはソ連中央団校において学習をする機会を与えられている。錢其琛の場合もソ連への留学を経て、その後はソ連大使館勤務やソ連と密接な関係にあったギニアの大使などを経て、外交部に戻り、のち外交部長、さらに外交担当の副総理となった。唐家璇、李肇星、楊潔篪も大学在学時ないし卒業後外交官僚として養成されてきた人々である。

政府機構としてはもちろん、外交部があり、外交部長が存在するが、多くの場合、外交部長出身者が（李肇星は年齢のために例外）副総理ないし国務委員（State Councilor）となって、外交部長の上位に来る。なお、国務委員という職位は1982年5月4日の第5期全人大常務委員会第23回会議で設立されたもので、政治待遇としては副総理級（序列としては副総理より下）で国務院常務会議メンバーとなる。

歴代外交部長は以下のとおりである。①周恩来（1949~1958、政務院（~54）・国務院総理兼任）、②陳毅（1958~1972、元帥、1954~ 国務院副総理、58~ 外交部長・党軍委副主任兼任）、③姬鵬

飛（1972~1974。1979年1月中共中央対外聯絡部部長。同年9月國務院副総理、12月兼國務院秘書長）、④喬冠華（1974.11~1976.12。4人組逮捕後、4人組との密接な関係を審査された）、⑤黃華（1976.12~1982.11、一時國務院副総理兼任）、⑥吳学謙（1982.11~1988.4。1983.6~1988.3は國務委員兼任。1988.4~1993.3國務院副総理、⑦錢其琛（1988.4~1998.3。國務院副総理1993.3~2003.3）、⑧唐家璇（1998.3~2003.3。國務委員2003.3~）、⑨李肇星（2003.3~2007.4）、⑩楊潔篪（2007.4~）。

現在の形はややイレギュラーで、戴秉国が外交部副部長として國務委員となり、のち、外交部部長となることなく、外交担当の國務委員となった。従来、外交担当國務委員が対外交渉の前面に立つことはあまりなかったが、戴秉国は外交部長である楊潔篪が応対してもおかしくない相手とも直接に交渉している。

4. 対外経済政策決定執行諸機関

(1) 党財経領導小組、党中央全会、全国經濟工作會議、全国商務工作會議

経済政策については1980年3月に党中央財経領導小組（CCP Central Finance and Economy LSG）が復活成立した。組長は当時國務院総理であった趙紫陽であり、余秋里、方毅、万里、姚依林、谷牧がメンバーであった。この時同時に國務院財政經濟委員會は廃止されている。これは単なる機構改革ではない。改革開放初期は経済の立て直しのために文革期に廃止された多くの機関が復活ないし強化された。国家計画委員會は計画經濟の根幹をなす官僚組織であるが、改革開放初期において国家計画委員會主任は1970年代から引き続き副総理であった余秋里であった。しかし、余秋里は洋躍進政策に近く、それ対して、健全な発展を重視する陳雲らとその対抗のためにそれ以上の権限を持つ組織として、1979年7月に國務院財政經濟委員會を設置した。洋躍進路線への批判が強まる中で、1980年3月の中央政治局常務會議において余秋里が解任され、後任の国家計画委員會主任には陳雲の片腕的存在であり、國務院財政經濟委員會秘書長であった姚依林がついた。これによって、國務院財政經濟委員會は党組織へと衣替えし、党中央財経領導小組となったのである。高原明夫氏は「重要な経済政策の決定過程においては中央財経領導小組が大きな役割を果たし、少なくとも一時期は重要問題に関する意思決定をも行っていたことがわかっている」とし、その例として1984年の分税制の導入をめぐるて財政部と地方が対立した際の導入延期を挙げている（高原 [2005]）。

米国議会調査部（CRS）のレポート（Martin[2010]）でもSIPRIのレポート（Jakobson and Knox [2010]）でも、この組織の構成や指揮系統は非公開とされており、断片的に集められる各種の資料も組長や組員のメンバーはかならずしも一致しない。

Lai[2010]によれば2002~2003年の国家主席・総書記等指導部の交代に伴い、組長は胡錦濤に、副組長は國務院総理の温家宝となった。その他の、メンバーとしては黃菊（中共政治局常務委員・副総理：金融、工業、交通、企業改革等担当、2007年6月死去）、吳儀（政治局員、

副総理)、副秘書長・曾培炎(中共政治局員、国家発展計画委員会主任、副総理)、副秘書長・弁公室主任・華建敏、弁公室副主任・王春正等である(メンバーについてはLai[2010]table7.3による。肩書きは各種資料より中川がつけた)。台湾の中国共産党研究者の邵宗海も1992年に組長は江沢民であったが、WTO加盟を控えて1999年においても江沢民が継続して組長にあたり、2002年に胡錦濤に組長のポストを譲ったとしている。

問題は、対外経済政策を所管するのは中央外事領導小組なのか、中央財經領導小組なのかである。毛里[2004]では1959年代段階では中央外事工作小組が対外貿易部に対応することになっており、Lai[2010]p.135のFigure7.1も党外事領導小組から國務院弁公庁外事弁公室(State Council Central Committee Foreign Affairs)を経由して商務部を含む各省庁につなぐ時は実線で、財經領導小組からつなぐ時は破線にされており、中央外事工作領導小組からのラインが本道であるとみなしている。このあたりの機構図は非公開なので、確定的なことは言えないが、財經領導小組の秘書長でもある王岐山が米中戦略・経済対話等の代表団長を務めていることや、財經領導小組には外事領導小組には参加していない金融関係者が多く、逆に、安全保障関係はいいから経済のとくに金融にかかわる部分については、こちらの財經領導小組の果たす役割も大きいと言えそうである。

党中央財經領導小組や党政治局常務委員会(CCP Politburo Standing Committee)を経て、毎年10月に党の中央委員全会(中全会=中央委員会総会 CCP Central Committee)が開かれる。それを受ける形で、毎年11月末ないし12月初めに中央経済工作會議(Central Economic Work Conference)が開かれる。中全会を主導するのはもちろん党総書記としての胡錦濤であるが、中央経済工作會議も主宰するのは総書記および国家主席としての胡錦濤である。党中央財經領導小組とは異なり、この會議は参加人数も多く、党の決定の政府機関への周知徹底のための會議と捉えた方がいいだろう。これらを受け、12月末に商務部長の主宰で中央商務工作會議(MOFCOM Commercial Work Conference)が開かれ、国内・対外商務に対する報告が行われる。翌年1月に、各省市の商務會議が開かれていく。

その他いろいろなレベルで領導小組が結成されたり、工作會議が開かれたりする。

WTO加盟(1986年GATT復帰申請、2001年WTO加盟)に関してはGATTへの復帰申請に合わせ國務院の中に「復関」領導小組(State Council Committee on Interministerial Coordination on GATT)が結成された。対外貿易に責任を持つ國務委員ないし副総理が組長とされ、初代組長は張勁夫、以降田紀雲、李嵐清、呉儀が組長となった。対外貿易経済合作部(現商務部)、外交部、国家計画委員会(のち国家発展計画委員会、さらに国家発展改革委員会)、国家経済貿易委員会(現在消滅、多くの機能は現時点では商務部)、司法部、農業部、信息産業部(現工業・信息部)、國務院法制局、税関総署、国家工商管理総局などさまざまな部局が参加した。それらの意見を基に、直接的には対外貿易経済合作部長の指揮のもとで、談判団が活動した。団長は沈覚人、佟志広、谷永江、龍永図と変わっていったが、とくにマス

コミに派手に登場したのは龍永図である。龍永図はのち、ボーアフォーラムの事務局長として、中国の対外経済プレーンとして活躍する。もっとも、Liang[2007] や Lai[2010] が明らかにしているように、当初、対外貿易経済合作部は他の省庁と並ぶ位置にすぎず、意見をまとめ上げることはできなかった。しかし、対外貿易経済合作部が調整機関として中核に据えられるとともに、1998年の行政改革によって、業界別に存在していた多くの「部」が国家経済貿易委員会の局クラスかあるいは、業界団体に格下げをされ、また、国家計画委員会も国家発展計画委員会に改組されて、指令的地位から指導的地位になったことから、対外経済貿易合作部の相対的地位が上昇し、意見の集約がしやすくなった。

朱鎔基が掲げた三大改革（行政改革、国有企業改革、金融改革）の一つである金融改革の推進のため、1998年に党中央金融工作會議が設置された。初代の書記は当時副総理であった温家宝である。中国人民銀行や商業銀行対する地方政府の関与を減らし、統一的な管理を行うのが設置目的であった。しかし、2003年に、中国人民銀行から保険監督管理委員会、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会が分かれ出て、監督・管理機能を担う位置づけを与えられたことにより、解消された（徐 [2009]）。

エネルギー分野では、2005年、国家エネルギー領導小組が成立した。主任は温家宝、副主任には黄菊・副総理、と曾培炎・副総理が就任した。その他、馬凱・国家発展改革委員会主任、李肇星・外交部長、徐冠華・国家科技部長、張雲川・国防科学技術工業委員会主任、金人慶・財政部長、孫文盛・国土資源部部長が就き、弁公室主任は馬凱であった¹⁾。

(2) 常設の対外経済政策執行機関—商務部 (Ministry of Commerce : MOFCOM)

常設の対外経済政策執行機関としては国内外の通商体制を一括するスーパー経済官庁になった商務部の存在が抜きんでている。

商務部のその前史からの歴史を見てみよう。

① 対外貿易部 (Ministry of Foreign Trade)

建国当初の1949年11月、国内外の商取引を一括して管理する部局として貿易部が設置された。しかし、1952年国内外を分離する形で、対外部門とし対外貿易部と国内部門として商業部が設置された。当時の対外貿易部は計画経済の一環として、輸出入の計画と執行、為替管理、(1961年までは) 対外援助、(1964年までは) 貿易促進会の管理等を職務としていた。

対外貿易部は中ソ関係が良好な期間はソ連との関係において一定の役割を果たしたと言えるが、中ソ対立後は自力更生路線の中で経済的には大きな役割はなかったと言える。

② 対外経済貿易部 (Ministry of Foreign Economic Relations and Trade : MOFERT)

1982年の國務院の組織改革において、対外貿易部は国家進出口管理委員会（邦訳：国家輸出入管理委員会、1979年8月設置）、外国投資管理委員会、対外経済聯絡部と合体し、対外経済

1) 中国のエネルギー政策およびそれに伴う対外政策については郭 [2006]、[2011] を参照のこと。

貿易部となった。進出口管理委員会と外国投資管理委員会は中国が初めて直接投資の受け入れを承認した直後に創設され、1982年の国务院の再編まで（洋躍進運動の立役者であった）谷牧副総理が主任を務めた委員会であった（下野 [2008]40 ページ）。改革開放路線の中で、対外経済貿易部の役割は大きく上昇する。バーネットも、外交に関わる省庁の中で外交部に次ぐ存在は対外経済貿易部であると、しかも、経済分野に関しては多くの面で（経済政策局を持たない）外交部は対外経済貿易部に次ぐ2次的役割しか果たしていないと評価する（Barnett[1985] pp.93-96 邦訳 135～138 ページ）。また、対外経済連絡部は1961年設立の対外経済連絡総局が、1964年に対外経済連絡委員会となっていたものをさらに昇格させる形で、1970年に設置されたものである。対外経済援助のための機関であり、対外貿易部の時代にいったん切り離されたが、再度統合されることとなった。

初代部長（1982.3-1985.3）となったのは陳慕華（女性）である。陳慕華は1971年以降、対外経済連絡部部長、党組書記、国务院副総理、国家計画生育委员会主任などを歴任した人物で、対外経済貿易部部長ののちも、國務委員、中央人民銀行行長、中国銀行董事会名誉董事長、中央財経導小組組員などを歴任した。党第10～14期中央委員、第11、12期は政治局候補委員であった。第2代（1985.3-1990.11）は上記の通り元対外経済部部長の鄭拓彬であった。第3代（1990.11-1993.3）に李嵐清がついたことは対外経済貿易部の地位向上を象徴している。1992～93年は対外経済貿易部部長を務めつつ、政治局委員となり、1993年の部長退任後、党政治局委員・国务院副総理、さらに1997年からは党常務委員会委員、副総理と上り詰めた。

③ 対外貿易経済合作部（Ministry of Foreign Trade and Economic Cooperation : MOFTEC）

1993年の第8回全人代第1回会議で対外経済貿易部は対外貿易経済合作部に改組されることとなった。それは単なる改名には終わらず、当時の対外経済課題を反映して機能的にも発展した。1998年の国务院機構改革によって国家計画委員会が国家発展・計画委員会となり、マクロコントロールに特化した機関として位置づけられたことに伴い、対外貿易・経済協力・海外投資の具体的政策についての多くの権限が対外貿易経済合作部に移管された。これによって対外貿易経済合作部のポジションは上昇した。

とくに注目されるのは国务院の授権を受け、国際経貿關係司がWTO加盟交渉その他国際経済交渉の窓口になったことである。WTO加盟後はWTO規則の改正その他の職責も担っている。これらもあり、海老原 [2005] の指摘するように、WTO閣僚会議に参加する代表団の顔ぶれを見ると、団長だけでなく、団員の圧倒的多数が対外貿易経済合作部のメンバーであり、外交部はわずかしか参加しておらず対外経済政策とくに対外通商政策において同部の主導性は高まった。

初代部長（1993.3-1998.3）は、中国版「鉄の女」として知られるようになった呉儀（女性）である。呉儀は石油分野で頭角を現し、対外経済貿易部副部長、北京市副市長などを経て、対外貿易経済合作部部長となった。任期の最後の1997年～98年は党政治局候補委員であった。

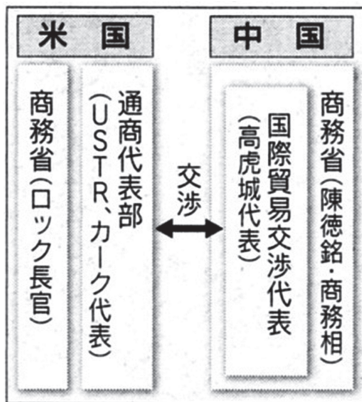
のち、党政治局委員・国務委員を経て、2003年党政治局委員・副総理となっていたが、SARSの流行に適切な対処ができなかった衛生相が更迭され、その後任となって、見事な対処をしたことは知られている。2代部長（1998.3~2003.3）は石広生である。石は対外貿易部の下にあった北京外貿学院（現・対外経済貿易大学）を卒業後、一貫して対外貿易部・対外経済貿易部内で仕事を行ってきた人物である。党内の地位は15期の中央委員となっただけだが、2001年のWTO加盟時の部長として、存在感を示した²⁾。

④ 商務部（Ministry of Commerce：MOFCOM）

2003年の第10期全人代第1回会議で、対外貿易経済合作部と国家経済貿易委員会等が合体され商務部が設立されることとなった。なお、1988年に国家計画委員会に統合されていた国家経済貿易委員会は1993年に再度分離され、さらに業界ごとにあった各部を吸収するなどして、「国民経済の運営状況を監視・分析し、国民経済の日常運営を調節する」機関として、具体的な産業政策の中心機関となっていた（国分 [2004]）。しかし、その後も、経済への直接介入が減少し、経済官庁の機能も指令よりも調整が多くなっていったことから国内外の通商・経済政策の一体化を目的として商務部が誕生したのである。

初代部長（2003.3~2004.2）は呂福源である。呂は自動車技術者から自動車産業において頭角を現し、中国自動車総公司副総経理、機械工業部副部長、教育部副部長などを経て、初代商務部長となった。WTO加盟初期の諸問題に当たっていたが、癌により病死した。第2代（2004.2~2007.12）は薄熙来である。知られているように、薄熙来は革命元老の一人で、経済学者としても知られた薄一波の子息であり、大連市長、大連市党委員会書記、遼寧省長などを経て、商務部長に就任した。第16期党中央委員、第17期は政治局委員である。商務部長退任後

図4 米中の新たな通商交渉の枠組み



(出所)『日本経済新聞』2010年8月17日付

直轄市である重慶市党書記に転じた。現職の第3代部長（2007.12~）は陳徳銘である。陳は蘇州市長、蘇州市党書記（蘇州工業園区書記、蘇州シンガポール工業園区開発有限公司董事長）、陝西省長、国家発展改革委員会副主任（正部長級）等をへて、商務部長に就任した³⁾。党内地位はあまり高くなく党17期中央候補委員である。

商務部では国際経貿関係司からさらに世界貿易組織司が分離され、WTO対応に専念するセクションができています。さらに注目すべきは、2010年8月16日にアメリカの合衆国通商代表部（USTR）を真似て、多国間貿易交渉を一手に担う「国際貿易談判代表」（邦訳：「国際貿

2) 矢吹 [2000]99 ページによれば、石広生が部長就任当初中央委員ではなかったのは、対外貿易経済合作部系統で李嵐清副総理、呉儀国務委員という大物に中央委員ポストを割り振ったためにあぶれたのだという。

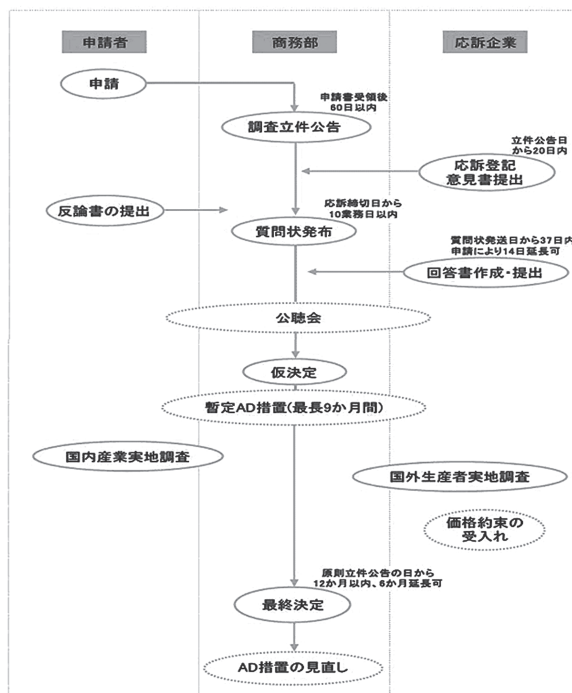
3) リチャード・マクレガーによれば、陳徳銘がこのような経歴を辿ったのは中国共産党中央組織部が有望な人材に対して行うストレステストの結果である（マクレガー [2011] 138 ~ 139 ページ）。

易交渉代表」が正部級（＝閣僚級）として設置されたことである（『日本経済新聞』2010年8月17日）。初代代表には商務部副部長である高虎城が兼任で就任した。二人の副代表は、商務部副部長を兼ねる鐘山と、副部長級で国際貿易談判副代表を兼ねる崇泉である。すでに2005年に商務部内の組織として、「国際貿易談判代表弁公室」が設置され、同じく当時商務部副部長であった高虎城が商務部国際談判代表となり、当時商務部長助理で、現商務部副部長の易小准が副代表となった。歴史的にみると、この組織は2005年に欧州等との繊維交渉で力を発揮したが、商務部内の組織でしかなく、2007年ごろから事実上活動を停止した。今回は、国務院がその設置を決め、代表は正部長級で、任命は商務部長ではなく国務院が行う。商務部は国際貿易談判代表との2枚看板で対外交渉に当たる。

もうひとつ重要な組織上の職責は、反壟断法や反ダンピング・反補助金規制、セーフガード規制等の実質的な運営主体となったことである。反壟断法（独占禁止法）による審査機関は国務院反壟断委員会であるが、具体的な作業は商務部の反壟断局が行う。

反ダンピングとセーフガードについては、反壟断法とは別建ての（改正）対外貿易法と反傾銷条例（1997年に反傾銷・反補助金条例として制定され、WTO加盟時の国際ルールに準拠したものに換える約束に従い、2001年に「反傾銷条例」＝反ダンピング条例として改正され、さらに2004年に改正）と「保障措置条例」（セーフガード条例、2001年制定、2004年改正）に基づいて運用がされるが、ダンピング・補助金等の調査、認定、貿易救済措置関連規則の制定等を担当するのが、商務部の下にある「進出口公平貿易局（邦訳：輸出入公平貿易局）」であり、損害についての調査・認定を担当するのは「産業損害調査局」である⁴⁾。二つの局は現在はいずれも商務部副部長であり、国際談判副代表で

図5 中国反ダンピング調査手続きの流れ



(出所) 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 [n.a.] 「中国のアンチダンピング調査手続きの流れ」 <http://www.soga-uryu-itoga.com/ad/index.php?Mod=Ad&Cmd=html&Action=Procedure> (最終アクセス日：2011年2月16日)

4) 商務部成立前は対外貿易経済合作部に「公平貿易局」、国家経済貿易委員会に「産業損害調査局」があり、機能的に分断していた。2004年の反ダンピング条例、セーフガード条例の改正は主に対外貿易経済合作部と国家経済貿易委員会の統合＝商務部の成立に伴うものである。

ある鐘山の直接の所轄となっている。つまり、商務省は反ダンピング・セーフガードについていえば、米 USTR、国際貿易委員会 (ITC)、商務省を合体させた機関であるともいえ、ダンピング認定はかなり容易に行えると言える。

さらに中国国務院はアメリカの対米外国投資委員会 (CFIUS) に似た、外資による買収の審査機関を行う、「連絡会議」を国務院の下に設置することを決めた。この「連絡会議」の中心になるのは商務部と国家発展改革委員会であるが、申請を受け付け、関連部門に意見を聴取するのは商務部である (『日本経済新聞』2011年2月15日)。

このように、国内外の商取引管理、貿易救済措置、反壟断法運用を一体的に管理できる商務部はいわば、2 レベルゲーム理論におけるレベル1とレベル2の両方のゲームに対処できるポジションにあることを意味し、組織的「効率性」は大いに高められたといえよう。しかし、それは他面で日米等から問題にされている国内産業 (とくに化学産業と鉄鋼産業) の保護を目的とした反ダンピング規制の多発を生んでいる。

(3) 中国人民銀行、財務部、銀行業監督管理委員会、証券業監督管理委員会、保険監督管理委員会

金融領域に関しては、先進各国がそうであるように、中央銀行、財務省が直接に20ヶ国・地域財務大臣・中央銀行総裁会議 (G20) 等の場を通じて対外交渉を行う。

計画経済の下ではすべての金融業務を担ってきた中国人民銀行は1984年に、中国工商银行、中国農業銀行、中国人民建設銀行 (のち中国建設銀行)、中国銀行が4大国有商業銀行として預貸業務を担うようになったことに伴い、中央銀行としての役割に専念することとなった。1994年に4大国有商業銀行からさらに政策金融部分が分離され、1995年には中央銀行法、商業銀行法が施行された。これらによって中央銀行、商業銀行、政策銀行の分業体制が確立した。さらに1992年に証券業の監督機関として国務院の授権に基づき、国務院直属機関として証券監督管理委員会が成立し、証券業の監督業務は中国人民銀行から切り離された。また、1998年には保険監督管理委員会が同様に保険業の監督機関として成立、2003年には銀行、金融資産管理会社、信託投資会社等の金融機関を統一的に監督管理する機関として銀行業監督管理委員会が成立した。

前記のように1998年に党中央金融工作会議が設置され、金融関係の政策調整が図られたが、これらの体制が整えられる中でその必要性が低下し、同工作会議は解消された。その後、その復活を主張する人々 (徐 [2009]) もいるが、現時点では復活はされていない。党中央財經領導小組に金融機関関係者が多く入り、また、それを仕切るのが金融業の経験が豊富な王岐山副総理であることから、党側の意思はここで反映されていると思われる。

ただ、周小川・中国人民銀行総裁が、共産党内的には約200人いる中央委員にすぎないことから中国人民銀行の独立性が疑問視されることも少なくない (『中国人民銀行の研究』『日本経済新聞』2010年8月14日、他)。

(4) 国家発展改革委員会

国家発展改革委員会 (The National Development and Reform Commission : NDRC) はかつての国家計画委員会の後継組織である。国家発展改革委員会は国家計画委員会のような指令的性格は持たず、指導的ないし誘導的な役割を果たすものとなっている。対外政策においては、経済開発に関わるもの、とくに、エネルギーおよび気候変動に関わるものにおいては国家のエネルギー政策に関わるものであることから、かなりの程度直轄的な影響力を持つ。とくに2008年に設立された国家能源局 (National Energy Administration : NEA) はエネルギーに関連する実質的な問題では国务院に直接報告を行う (Jakobson and Knox [2010] p.11)。

5. その他の国内構成員 (constituency)、諸アクター (actors)

(1) 直接的利害関係者—企業、業界団体その他

① 先行研究

まずは先行研究を見る。中川 [2011a] で紹介したとおり、Kennedy [2007] は中国における反ダンピング提訴に関して、新聞用紙、ステンレス鋼、L-リジン塩酸塩の3つにおいて対応が異なったことを国内の利害関係から見事に説明している。しかし、中国における情報の壁もあり、同様の研究は乏しい。佐々木編 [2005] は中国政治の構造的変化とアクターの多様化について研究するもので、佐々木 [2005]、大西 [2005]、海老原 [2005] が経済政策関係である。ただし、前2者は電気通信業と物流業における優れたアクター分析の成果となっているが、国内政策としての考察であり、これらのアクターが対外政策にどのように反応したかをさらに検討する必要がある。海老原 [2005] は日中の交渉経緯が中心で、中国側のアクターとしては前期のように対外貿易経済合作部と外交部の関係について触れているにとどまる。三宅 [2006] は改革開放初期の国内政策のプロセスに関するもので、中央・地方関係が主たる分析対象である。下野 [2008] は対外経済政策にかかわるアクター分析として優れた業績であるが、制度化があまり進んでいない1986年までの考察であり、2001年前後の変化を考察する本稿の課題からいうと前史的な位置づけになる。

② ダンピング提訴における利害関係者の動き

中国側からの提訴をみると業界としては圧倒的に化学業界が多い。これは偶然ではない。化学産業の多くは装置産業であり、プラント設備の規模の経済性が強く働く。したがって、労働コストの低さはここでは決定的優位要因とはならない。また、中国はWTO加盟時に、ほとんどの化学品および化学製品 (原則HS28-39類) について日米欧がウルグアイ・ラウンドで合意した「化学ハーモナイゼーション」(最終的引き下げレート0~6.5%) の水準にまで最終譲許税率を引き下げることに合意している。つまり、国内化学産業のコスト競争力が弱いにも関わらず、関税による保護が削減され、しかも、需要は拡大しているので、輸入は当然拡大する。

しかも、化学業界は中国石油天然気集団（CNPC）と中国石化（Shinope）の2大系統に集約されつつあるので、利害調整もしやすい。次いで鉄鋼業界などである。これらは Kennedy の主張が現時点でも当てはまることを示している。

しかし、判定結果は圧倒的多数がクロ判定である。中途での提訴取り下げではなく、最終判定でのシロ判定となると Kennedy の挙げたりジン以外では 2001 年提訴のポリスチレン、2005 年提訴のオクタノールぐらいしかない。国内の利害対立からシロ判定がでるということはあまり多くないことが分かる。しかし、利害の対立がないわけではなく、今後この2件だけでなく、提訴取り上げあるいは、延長申請の取りやめなども含めて今後さらに検討が進められる必要があるだろう。

中国被提訴から見る利害関係者の動きについては次章において検討する。

③業界団体の対外政策における役割

（ア）輸入に関して

2003 年 6 月、国家経済貿易委員会産業損害調査局（当時）は中国窒素肥料協会、中国リン酸肥料協会、中国鉄鋼工業協会などの部門とともに、化学肥料、鉄鋼業界の「産業損害早期警戒システム」をスタートさせた。中国で反ダンピングの提訴を行うのは基本的に企業であるが、業界団体はそのサポート役をしている。

（イ）輸出に関して

業界団体は（楊・周 [2010] によってその機能の不十分性は指摘されてはいるが）中国製品に対する他国のダンピング提訴等への対応においても小さくない役割を果たしている。特に注目されるのは、中国が世界で突出した輸出国となっており、ダンピング提訴の対象にもっともなりやすくなっている繊維業界の中国紡織品進出口商会（邦訳：中国紡織品輸出入商会）の役割である。同商会は 1988 年に成立し、約 6300 社が加盟しており、現時点で中国の紡織品・衣料品の輸出入の約 70% をカバーしている。同商会は会員企業に対して、諸外国からダンピング提訴を受けそうな敏感商品についてデータベースや市場調査を基に、予防・警告システムを作り上げて、ダンピング提訴を受けるリスクを軽減しようとしている。2005 年の年末、同商会は中国税関統計データベースを土台に繊維製品貿易摩擦予防・警告データベースを造り上げた。また、『紡織品貿易快訊』や各種調査報告を通じて、各国の繊維製品の貿易政策や貿易データを提供し、また、会員に対して WTO 規則の講習会等も実施している。

（2）間接的影響力行使者—シンクタンク、マスコミ

Lai [2010] は外交関係のシンクタンク・情報機関を 3 種類に分けている。第 1 のカテゴリーはリーダーの個人秘書や領導小組、外交部、対外聯絡部等の内部にある政策研究部門である。国務外事弁公室と（おそらく国家安全領導小組）の共同機関として政策研究部（Policy

Research Department)があり、外交部内には政策企画司 (Department of Policy Planning)がある。第2の категорияは部 (省庁) 関連のシンクタンクである。外交部系の中国国際問題研究所 (China Institute of International Studies : CIIS)、国家安全部系の中国現代国際関係研究院 (China Institute for Contemporary International Relations : CICIR)、対外聯絡部系の中国国際友好聯絡会 (CAIFC) 等である (その他軍関係はここでは省略)。第3の категорияは学術機関である。中国社会科学院 (Chinese Academy of Social Science : CASS)、上海国際問題研究所 (Shanghai Institute for International Studies : SIIS)、上海社会科学院 (Shanghai Academy of Social Science)。トップリーダーへの情報提供機関としてそれ以外に外交部と新華社がある。

Lai[2010] は挙げていないがその他でしばしば外交に対して社会的影響を与えているものとしては外交部の下で外交官育成を行っている外交学院、中共中央党校国際戦略研究所、北京大学国際関係学院、清華大学国際問題研究所、中国人民大学国際関係学院、復丹大学国際問題研究院、地域政策としては中国社会科学院のアメリカ研究所、台湾研究所、アジア太平洋研究所、日本研究所などの各地域別研究所がある。

Lai[2010] は国際経済貿易系をあまり考慮していない。国際経済貿易関係を同じように3つの categoriaで考えると、第1の categoriaとして、商務省内部には政策研究室と総司がある。第2の categoriaとして国務院系の国務院発展研究中心 (および傘下の中国国際経済交流中心)、商務部系の商務部国際貿易経済合作研究院等がある。第3の categoriaとしては、中国社会科学院の世界経済・政治研究所 (および傘下の中国世界経済学会等) や財政貿易研究所などがとくに対外経済においては貢献度が高い。また、もともと対外貿易経済合作部の系列にあった (現在は国家教育部) 対外経済貿易大学は現在も商務部とは密接な関係を維持している。とくに2002年にそれまでの研究センターを改組し、WTO 研究院を設立し、名誉院長に王林生、院長に張漢林、学術委員会主任に薛栄久と中国の WTO 関連で影響を持つ人々をスタッフにそろえ、WTO に関して系統的に研究と教育を実施していることは特筆される。

メディアに関しては、対外経済問題に関しては多様な報道が可能であり、実際なされている。雑誌は商務部主管の『国際貿易』、対外経済貿易大学主管の『国際貿易問題』、中国社会科学院世界経済・政治研究所の『世界経済』、『世界经济与政治』、『国際経済評論』、上海社会科学院世界経済研究所の『世界経済研究』などが国際経済の政策担当者や学者には知られているが、一般読者となると街角のスタンドでも販売している雑誌の『財経』、『商業週刊』や新聞の『21世紀経済報道』などあるいは、ネット上の主要ポータルサイトの財経のページ (新浪财经、搜狐財経、百度財経新聞、中国雅虎財経など)、或いはテレビの CCTV2 や各局の財経チャンネルの方が影響力が大きいかもしれない。

知識人やシンクタンクは直接的には党政治局でのレクチャー、中央・地方政府参事室を通じた内部レポートへの寄稿、政治協商会議などにおいて、また間接的には TV や諸会議、雑誌な

どを通じて、外交政策に影響力を行使する（Zhao [2005] など）。

II. 国際経済レジームへの関わりの変化による交渉チャンネルと交渉スタイルの変化

1. 国際的な経済交渉チャンネルの現状

中川 [2011a]、[2011b] も本稿も、中国の WTO 加盟を国際レジームへのビルトインの一つの完成として捉え、画期をなすものと位置付けている。しかし、WTO に加盟したことで、完成された WTO ルールの下に、中国の対外経済政策が網羅的に包括されたと認識しているわけではない。WTO は国際経済取引を律する機関の中で大きな存在であり、とくに財・サービスの取引や貿易関連投資措置においてはルールメイキングの主要な主体である。しかし、そもそも国際法の世界は国内法の世界とは異なり、強制力が働きにくく、体系的も追求しにくいことから、さまざまな異質な原理が妥協的に混在する世界である。とくに、GATT/WTO の原則であったはずの自由無差別原則は、二国間および限定された多国間の FTA（自由貿易協定）の隆盛のなかで空洞化しつつあり、また、多国間主義は、最強のメンバーであるアメリカがユニラテラリズムや二国間交渉主義を放棄する意図がないため、本質的に矛盾を抱えている。また、従来から GATT の領域で処理されてきた（繊維を除く）財貿易の分野では、自己完結的なルール設定ができるが、WTO 設立後に包括されたサービス、農業、知的財産権分野はそれぞれ他に有力な国際機関も存在し、また、内政にも深く関わることから WTO だけでは交渉が完結しない。繊維については 2005 年までに WTO の中に完全包摂される予定であったが、実際にはされていない。エネルギー問題は WTO の所轄外であり、頓挫しているドーハラウンドでは環境と貿易のリンクも議論されるはずであったが、（電気自動車や太陽光発電など）経済とも密接な関係を持つようになってきた環境問題も基本的には WTO ルール外にある。また、中国に関しては加盟議定書に定められた種々の経過措置が現時点においても残存しており、完全なフルメンバーではないことも留意する必要がある。

世界第 2 位の GDP を持ち、世界最大の輸出国でもある中国が向き合っているのはこのような国際レジームである。したがってゲームのルールは決して一元的ではないことに留意すべきである。このようなチャンネルを通じて展開される中国の経済外交の基本は中国の威信が傷つけられたり、国家安全保障の根幹にかかわることがない限りは実利追求である。一見すると「価値外交」のように見えるケースもあるが、経済大国化の中で対応すべき諸課題が急増しており、どこに本当の力点があるのかは見極める必要がある。

2. 多国間チャンネル

(1) WTO

国際貿易レジームの中心となるのはいうまでもなく世界貿易機関（WTO）である。上記の

とおり、2001年12月に中国は143番目のWTO加盟国となった。注意すべきはWTOはGATT時代の財貿易を中心としたものではなく、サービス貿易、知的財産権、農産物貿易、貿易関連投資措置、貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）など貿易と投資に関連する広範な領域をカバーするようになってきていること、しかし、それと同時に為替問題など所轄領域から外れる問題も少なくないことである。

(2) 20ヶ国・地域財務大臣・中央銀行総裁会議（G20）

WTO以外で有力な交渉チャネルとなっているのは、多国間交渉ではまず20ヶ国・地域財務大臣・中央銀行総裁会議（以下、G20）が挙げられよう。G20は1999年にそれまでのG8を拡張する形で出発したもので、2008年からは20ヶ国・地域首脳会合（G20 Summit）も開催されている。中国はこの枠組みに入るだけでなく、中国に関わる問題がこの枠組みで活発に議論されることとなった。

(3) ASEAN+3

アジアにおいてはASEAN + 3（中、日、韓）の枠組みが大きな役割を果たすようになってきている。これは1997年にアジア通貨危機を契機に東アジアが地域協力をしていくために1997年のASEAN首脳会議に日・中・韓の首脳が招待される形で始まったものである。主なものに首脳会議と外相会議がある。中国はこの場等を利用し、ASEANとの関係強化や東アジア共同体構想の推進を図ってきた。後者の進展はあまりないが、前者については2002年11月に「ASEAN中国包括的経済協力枠組み協定」が締結され、10年以内のFTA締結とそれ以前の種々の早期実施が約束された。これに基づき、2010年1月1日に中国・ASEAN間の自由貿易協定（ACFTA）が発効した。さらに、台湾との関係では2010年6月に中台FTAに相当する「两岸経済協力枠組協定」（Economic Cooperation Framework Agreement：ECFA）が締結された。

3. 二国間チャネル

上記のような多国間チャネルの存在にもかかわらず、二国間チャネル、とくに主要国との二国間チャネルは依然として極めて重要な意味を持つ。また、今日では、二国間チャネルも政府間のチャネルに加えて民間チャネルも構築されるようになってきている。

とくに米中間では前稿中川 [2011b] にも示した通り、「米中戦略・経済対話」等の閣僚級のチャネルが重要な役割を果たすほか、民間チャネルとしての米中合同商業貿易委員会（JCCT）も注目を浴びるようになってきている。

Ⅲ. 個別産業における対中反ダンピング・反補助金、市場アクセス提訴からみる 米中（日）交渉の主体、チャンネル、政策指向性

1. タイヤ産業

1999年のWTO加盟直前の時点で代表的な業界団体である中国橡胶工業協会加盟の中国タイヤメーカー68社の総生産額は345億元で、利潤はわずかに0.31億元とほとんど利益が出ない状況にあった（同協会データによる）。その原因は、生産規模の小ささとラジアル・タイヤ化比率の低さである。中国にタイヤメーカーは200社あり、平均生産能力は年産40万本にすぎず、100万本を超えるのは15社、300万本を超えるのは3社しか存在しなかった。また、先進国のタイヤ市場は一部の車種を除いてほぼラジアル化をしているが、中国は伝統的で低価格のバイアスタイヤが多く、当時ラジアル化率は28%にすぎなかった（しかもそのうちの64%は外資系）。また、品種も少なく、3000種ある規格のうち650程度であった。旧化学工業部が同部の第9次5カ年計画（1996~2000年）の7大プロジェクトの一つとしてラジアル化を掲げ、技術導入を積極的に行ったにもかかわらず、この水準であったのである。WTO加盟に伴い、関税は引き下げられ、また、輸入割当許可証制度も非関税障壁として撤廃された。中国タイヤ業界は苦境が予想された。

しかし、中国タイヤ産業は国内自動車市場の広がりに加え、天然ゴム価格が比較的 low 価格であったことから、市場が大きく広がり、2009年には6.55億本と対前年比18%成長となった。収益性も大きく改善し、過去において1-3%程度であった利益率は5%に上昇した。成長要因は国内市場だけではなかった。タイヤ総生産に占める輸出の比率は2001年以降上昇を続け、上記協会加盟の44社のデータでは2009年の輸出は総生産量の40.7%を占めた。しかし、このことは各国から反ダンピングや技術基準厳格化等の反応を招いた。インド、エジプト、ベネズエラ、パルー等の各国が反ダンピング調査を次々と行い、アメリカは技術基準の厳格化を行った。中国の比較的小規模なタイヤメーカーは反ダンピング課税の動きに抗することができず、そこで、上記の中国橡胶工業協会は2005年から業界団体として対応することとなり、南アフリカにおいては反ダンピング課税をとりやめさせる成果もあげている。

世界の3大メーカーであるミシュラン、グッドイヤー、ブリジストンを含め、世界上位11社はすべて中国市場において現地生産を始めている。中国のタイヤ市場の約70%は乗用車向けであるが、そのまた、60~70%は外資系のブランドが占めている。輸出に走っているのは、むしろローエンドを中心とする国内企業である。同協会のデータでは中国からアメリカへのタイヤ輸出の15%が米企業による生産である。

2009年4月、全米鉄鋼労働組合（USW）は米国内の国際貿易委員会（ITC）に対して、中国からのタイヤ製品の急増で、米タイヤ製造業は存続の危機に直面していると訴えた。中国製タイヤの輸入量は2004年の1500万個から、2008年の4600万個に急増し、この増加率215%が、

米タイヤ製造企業5社の倒産とタイヤ製造労働者の失業をもたらしたと指摘し、中国製輸入タイヤに対して55%の上乗せ関税を勧告した。輸出はローエンドを中心としたものであったが、巨額の対中貿易赤字もあり、アメリカ政府は2009年9月11日 中国産のすべての小型乗用車および小型トラック向けのタイヤについて特別セーフガード措置を採った。通常の4%の関税に加え、向こう3年間それぞれ35%、30%、25%の懲罰課税がなされる。中国はこの反ダンピング措置を不当としてWTOのパネルに提訴したが、12月13日にパネルはアメリカの措置はルール違反ではないとの裁定結果を発表した。これは中国の加盟議定書第16条に基づく経過的対中セーフガード措置である。通常、セーフガードは一国だけに対して発動できない。この措置はアメリカ等の強い要求のもとに中国の加盟議定書において導入されているもので、加盟後12年間（2013年12月11日まで）適用される。

中国橡胶工業協会のデータでは2010年1月から10月の中国からアメリカへの輸出される乗用車用タイヤは2595万本、8.4億ドルと前年同期比でそれぞれ25.5%減、23%減となった。中国企業は経過的対中セーフガードの対象でないタイヤの販売拡大、対象であっても低コストによって優位を継続できるハイエンド種へのシフトなどを進めている。

中国政府は、一方ではアメリカ等のこの反ダンピング措置を保護主義に基づくものと非難しつつ、他方では2010年10月11日に工業・信息化部が「輪胎産業政策」（「タイヤ産業政策」）を発表し、業界の集約化とハイエンド化の方針を打ち出した。ラジアル化は2015年までに乗用車100%、軽トラック85%、トラック90%以上を目指す。また集約化のために、2011年末以降、ラジアル・タイヤ生産において乗用車・軽トラック用では年産600万本、トラック用では年産120万本未満の生産設備の新設および拡張を認めない。

アメリカサイドでは主要タイヤメーカーは現地生産化を進めていることもあり、このダンピング提訴の動きを支持していない。

中国の国内主要タイヤメーカーは上場会社の貴州輪胎股份有限公司、風神輪胎股份有限公司、双線集团股份有限公司、青島双星股份有限公司など。主要業界団体は中国橡胶工業協会であり、タイヤ分会としても活動する。

以上から分かることは、単純な米中対決ではないということである。中国国内メーカーは外資系メーカーに押される形でアメリカに輸出を行い、それによってアメリカの弱小メーカーが競争劣位にたつたところで、対中ダンピング提訴にもっとも熱心な全米鉄鋼労組が（他の産業への影響力も考慮しつつ）提訴を行ったということである。

2. 鉄鋼産業—油井鋼管、PC鋼より線

中国の鉄鋼産業は、1947年の建国を契機にソ連の技術を導入し、鞍山や大連などの既存製鉄所を拡張する一方、包頭や武漢で一貫製鉄所を新設する方向でスタートした。しかし、その後、中ソ対立によるソ連技術者の引き揚げや文化大革命による混乱などで、鉄鋼産業の発展は大幅

に遅れた。1972年のニクソン訪中以降、西側諸国との関係が改善するのに伴い、西側からの技術導入も活発化した。武漢製鉄所は、日本の熱延技術、西独の冷延技術および連続鑄造技術など、最新技術を導入したものである。また、1980年には、日本や西独の技術援助をテコに、大型一貫製鉄所である宝山製鉄所（当初年産能力670万トン）が着工され、1989年に生産が始まった。この間、新日鉄は設備供給や技術者の指導などを積極的に進めた。

中国は、1996年に日本の粗鋼生産を追い抜き世界最大の粗鋼生産国となった。さらに、その地位を一段と高め、最近では毎年3000万トン以上のペースで粗鋼生産が拡大し、2002年の生産は1億8150万トンを記録するなど、世界の鉄鋼生産シェアの2割を占めるにいたった。それ以降中国の粗鋼生産は驚異的な伸びをみせ、2010年には6.2億トンで、世界のダントツの1位、世界の44.3%を占めるに至っている。日本は1億トンあまり、アメリカは8000万トンあまりである。

中国鉄鋼産業には、二系統の鉄鋼一貫生産が存在する。一方では、宝鋼集団、鞍本集団、武鋼柳鋼集団、首都鋼鉄といった鉄鋼一貫の巨大企業が存在し、これらが鋼板類生産の主要な担い手になっている。これは、先進国鉄鋼業と同様の構造である。2003年時点で年産300万トン以上の巨大企業18社への粗鋼生産の集中度は50%強しかなかった。年産300万トン未満の中小型一貫企業が数多く存在しており、これらが条鋼類・鋼管類生産の主要な担い手になっている。

2002年3月5日、アメリカ政府は10種類の鋼材に対してセーフガード措置を取り、最高で30%の追加関税をかけることを発表した。このときのセーフガード措置は中国に対してのみ向けられたものではなく（すでに中国はWTO加盟済みで、なおかつ、中国1国に対して経過的セーフガード措置をとることは形式上可能であったが、この時点で中国はまだ各国の中の one of them だった）、EU、日本、韓国、中国、スイス、ノルウェー、ニュージーランド、ブラジルがWTOパネルに申し立て（これらは案件として統合された）、2003年7月11日に、パネルは、セーフガード措置実施の要件の一つである国内産業の重大な損害が立証されていないことからセーフガード協定違反のクロ判定をだした。さらにアメリカがそれを不服としたため上級委員会でも争われたが、2003年11月10日、上級委員会はパネルの判定を支持する決定を下した。これは、（単独ではないが）中国が初めて提訴側に回って勝利を収めたものであり、提訴側に回ることの重要性を認識させるものであった。

2007年6月 EUが中国産の溶接丸管（環形焊管）を補助金協定違反で調査を開始し、11月に仮決定で13~17%の反補助金相殺課税がなされることとなった。11月28日には同じく、薄肉管（薄壁矩形管）に対する反補助金相殺課税として最高77.85%最低0.27%の課税を行う仮決定が行われた。その他にも小口径ラインパイプ（小口径管线用管）と配管用ステンレス鋼管（焊接不锈钢压力管）に対して反補助金相殺関税・反ダンピング課税が課された。

2009年4月8日に全米鉄鋼労働組合（USW）と鋼管メーカー7社が、中国製油井管（炭素鋼・

合金鋼の標準型鋼管、パイプライン鋼管、圧力配管用鋼管を含む)がダンピング条例と補助金条例の両方に違反しているとして米商務省とITCに提訴した。アメリカ側調査によれば、アメリカは中国から2007年7.5億ドルの油井管を輸入したが、2008年にこれが26.3億ドルに急増した。提訴の対象となっているのは天津鋼管、宝山鋼鉄、鞍山鋼鉄を含む90社あまりであった。本件に関わる金額は27億ドルと米中貿易摩擦において最大の案件となった。また製品でみても、油井用シームレスパイプは以前に問題となった種々の鋼管等よりも高い技術水準が要求される製品である。

2009年9月に商務省は仮決定として反補助金相殺課税10.69%-30.69%を決め、さらに11月に2009年11月24日10.36%(ITC決定前に10.49%に修正)~15.78%の最終決定を行った。ダンピングについては、11月に仮決定として36.53~99.14%の反ダンピング課税の課税を決めた。これらは上乘せされる。

2009年12月31日にITCは反補助金相殺課税については11月24日の商務省の最終決定を支持(課税率修正)した。反ダンピングについては2010年4月9日に商務部が29.94%-99.14%の反ダンピング課税を行う最終決定をしたが、ITCは5月3日にこれを支持する最終決定を行った。

米商務省は2009年10月27日、中国政府から補助金を受けていることを理由として、「PC鋼より線」と「鋼製格子」の中国製品2種類に対して懲罰性関税を徴収する決定を下した。PC鋼より線は、プレストレスト・コンクリート(Prestressed Concrete)に用いられる高性能・高品質の緊張材であり、道路橋、鉄道橋をはじめ枕木、タンク、建築やグラウンドアンカーなど幅広い分野で使用されている。さらに2010年5月17日、米商務省は中国がアメリカに輸出するPC鋼より線に対して、42.97%から193.5%の反ダンピング関税を課すことを最終決定した。うち、1社に42.97%の税率が適用されるほかは、税率はいずれも175%以上となる。それと同時に、関連製品に対し、反補助金相殺関税として8.85%から45.85%の懲罰的関税を徴収する。米国の統計データによると、これら2種類の製品の2008年対米輸出総額は約2億7千万ドルであった。

中国の主要企業は、宝鋼集団、鞍本集団、武鋼柳鋼集団、首都鋼鉄など、主要業界団体は中国鋼鉄工業協会である

これらの過程から分かることは、中国が主要生産国の一つにすぎなかった時には、中国も他の主要国と並ぶ被提訴国、ないし提訴国という位置づけであったが、中国鉄鋼産業が国際的に突出した生産額を誇るとともに、技術的にも向上するようになったからは中国を狙い撃ちしたダンピング提訴が行われるようになってきていることである。これに中国側が十分に対応しているとは言い難い。

3. 製紙産業—塗工紙

従来の製紙産業は日米欧の3極構造だったが、新たに中国が加わり、勢力図や需給バランスが大きく変わった。2009年に中国がアメリカを抜いて世界最大の生産国となった。中国は国策的に古い設備を廃棄する一方で大規模な新型設備を積極的に導入しつつ、生産能力の増強を図り続けている。塗工紙は印刷用の高品質紙であり、アート紙、コート紙、軽量コート紙、キャスト紙、微塗工紙に分かれる。塗工紙では2009年に年産95万トン程度の新設備が稼動し、2010年から2011年前半にかけても120万トン程度の新設備が見込まれる。さらに微塗工紙では、2010年から2011年前半にかけて年産300万トン以上の新設備が稼動する見込みであった。2000年代前半、中国は国内企業保護のため外国企業をダンピングで提訴していたが、現在は著しい輸出増で貿易紛争を起し、アメリカなどから提訴される側に回っている。

2006年10月31日、米ニューページ(Newpage)社を代表とする米製紙業界がITCに対して、中国、韓国、インドネシアの表面処理加工紙(平張塗布紙、俗称銅板紙、Coated Free Sheet Paper)に関して、反ダンピング、反補助金の提訴を行った。11月に米商務部は提訴を受諾した。米商務省は1984年以降に「非市場経済国」に対しては「反補助金」政策は適用しなかった。当件は1984年以来初の「非市場経済国」への反補助金提訴となった。米商務省によると、アメリカの当該製品輸入額は2.24億ドルに昇り、対前年比177%増であり、20年あまりの慣行を打ち破る意味を持っていた。

2007年3月30日、米商務省は仮決定として、反補助金相殺関税として10.9%~20.35%の懲罰課税を行うことを発表した。これに対して、中国は2007年9月14日、歴史上初めて単独でWTOパネルにこの案件を持ち込み裁定を求めた。WTOパネルへの持ち込みが功を奏したのかどうかは確認する必要があるが、ITCは損害について確認できず、シロ判定を行った。

もっとも、中国の表面処理加工紙のアメリカへの輸出が同業界の売上に占める比率は大きくなく、また、同製品を主業とする太陽紙業(株式上場番号002078)は国内販売が主でこれも影響はあまり大きくなかった。

2009年9月23日米国の製紙3社と全米鉄鋼労働組合(USW)は23日、インドネシアと中国製の塗工紙のダンピング調査を米商務省に申請したと発表した。3社は、07年の調査も申請したニューページ社と、アップルトン・コーテッド、サッピ・ファイブ・ペーパー・ノース・アメリカの3社であった。USWには3社が操業する9州の工場で6,000人が加入しているという。3社などは、2カ国の塗工紙の市場シェアが倍増していると主張した。申請によると、塗工紙輸入量は、今年1~6月に18万5,422トンとなり、前年同期の13万1,687トンから40.8%増加している。一方、米企業による出荷量は38%減少した。中国とインドネシア製品の市場シェアは30%と試算されており、前年同期比2倍増と説明された。

米商務省は2010年9月21日、中国製の塗工紙に対し、最大135.83%の反ダンピング関税と最大178.03%の反補助金相殺関税を適用する最終決定を下したと発表した。さらに、ITCは

2010年10月22日、中国製塗工紙に対する最大135.83%の反ダンピング関税と最大178.03%の反補助金相殺関税の適用を認める決定を下した。

中国の主要業界団体は中国造紙協会。主要企業は山東晨鳴集团股份有限公司、金東紙業（江蘇）有限公司、華泰集团有限公司、山東太陽紙業股份有限公司、山東泉林紙業有限責任公司その他である。

反補助金の認定において問題となっているのは以下の点である。米商務部は中国4大国有商業銀行（中国工商銀行、中国建設銀行、中国銀行、中国農業銀行）は持ち株から言って国有でありその融資は非市場的に決定されているとし、中国ではなく、中国と収入水準に近い他の国のデータでもって短期利率の基準としている。長期利率については短期利率に一定比率を上乗せするか、あるいは、スタンダード&プアーズ（S&P）の長期債券格付けBBの利率を基準としている。この基準から見て、低い利率で融資が行われていれば、それは補助金に相当するというわけである。また、WTO補助金協定において重要な概念はその補助金が特定の企業や産業に向けられているかどうか「特定性」であるが、米商務部は中国国務院や人民銀行の諸政策文書が拘束力と強制力持ち、したがって「特定性」を持つものとしている。唐・唐[2010]はこれに対し、中国政府は以下の対応をすべきとしている。①補助金額算定方法について抗議を続けること、②（貸出金利の下限、預金金利の上限に関して存在している）金利規制を緩和し、市場化を進めること、③中国はWTO加盟議定書によって補助金協定において禁止されている補助金の撤廃を約束し、実際に撤廃は進んでいるが、依然残されているこれらの補助金の撤廃を行うこと、④2009年1月から実施されている増値税の生産型から消費型への転換を促進し、（還付率の操作による）企業や設備投資に対する補助金的性格を薄めること、⑤アメリカの中国に対する反補助金調査は金属、化学、繊維、製紙などに集中していることから政府はこれらの産業に対して輸出総量のコントロールを行い、反補助金提訴の危険性についての警告を行うとともに、調査期間中に迅速に対応ができるようにすることである。

IV. 中国の対外経済政策決定のスタイル—制度化と非制度化—

1. 中国対外経済政策の制度的対応とアドホック対応

これまでの先行研究は、中国対外政策とくに対外経済政策の制度化とその中での積極対応を見出そうとしている。しかし、それは事実の一面でしかない。とくに2001年以降の急速な経済大国化を遂げ、「韜光養晦」政策からの脱皮も求められるようになってきている側面では、従来の制度枠組みでは対応できない問題がむしろ拡大している。したがって、制度化が拡大あるいは深化している側面と、既存制度では包括できない諸問題にアドホックに対応する側面の両方が同時並行的に拡大していると見るべきであろう。

ではそれをどのように切り分けるのか。交渉担当者の利得関数（payoff function）を考えると、

交渉担当者の最大目的な国家の主権と威信を担保しつつ、開発進め、現政権の正統性を担保し、自らの政治的・経済的ポジションも同時に上げることである。しかも、それを世界第2位のGDP、世界第1位の輸出国ではあるが、国民一人当たりの所得は平均すれば約4000ドルとようやく中所得国の水準であり、しかも、ジニ係数が50前後と高い状況にある中で追求することが求められている。この目標に照らして、「利得」が大きいものは優先度は高く、小さいものは優先度が低くなる。また、制度的対応が優先するかそれともアドホック対応が優先するかも領域および政策目的によることになる。

2. 制度的対応の領域

交渉代表者 (negotiator) については国家主席 (党総書記) が最高の権限者であり、次いで國務院総理であることは変わりはない。また、民主的な選挙制度はなく、民主主義国ほどの批准の負担がないことも基本的には変わらない。Lai[2010] が明らかにしているように、開発の成果による正統性 (legitimacy) の担保をすることが最大の目標であることも変わらない。しかし、交渉の制度化が進む中で、トップダウンでの判断はしにくくなり、選挙制度を経ないにしても国内的利害調整が必要になってきている点は大きな変化である。機関としては、経済交渉に関しては、省庁間の関係では対外貿易経済合作部さらに商務部への窓口の一元化が進んでいるが、それは利害調整プロセスの拡大とは矛盾しない。国内構成員 (constituency) についていえば、党および政府の各セクター間の調整は党工作領導小組や工作会議の場やその他のインフォーマルなつながりによってなされ、業界意見は業界団体の意見として吸い上げられ、商務省等に反映される。

3. アドホック対応の領域

経済急成長の持続のために優先されるのは、まずは市場の確保と原材料・資源の確保である。また、(国内企業が育ってきているとはいえ) 輸出の半分、ハイテク製品については8割以上が外資系によるものであり、対外直接投資受入についても優先度は高い。うち、WTOによって十分にカバーされている領域については、Zeng[2007] がいうようにアメリカのユニラテラリズムを防御するためにも多国間主義的ルールを活用する (反ダンピング措置など)。また、そのためにも事実の上のフルメンバーになるためのステータスを巡る交渉を進める (市場経済国としての認定を巡る動きなど)。

WTOによって十分にカバーされていない分野については、二国間交渉も交えながら、国益を最大化する方向性を追求することが優先される (対アフリカ経済外交など)。その際に中国の威信が傷つけられたり、国家安全保障の根幹にかかわることがない限りは、覇権 (ヘゲモニー) の追求といった政治的国益よりも経済的国益が優先される。

国際責任ないし国際的公共財の負担については、フリーでないにしてもチープにライドする

インセンティブと条件がともに強いため、自らの意思と判断によることを原則とし、他者による強制は拒否する。数値的な責任も負わない（ポスト京都議定書を巡る動きなど）。

他国に対して人道的介入の形で内政干渉することは資源確保のための経済取引の障碍になるだけでなく、自国への介入を招き、国家主権の侵害につながることから、拒否し、それを経済制裁と結び付けることはしない（スーダンやミャンマーとの関係など。中国のアフリカ進出に関してはセルジュ、ミッシェル・ブーレ [2009] など）。

しかし、孤立主義ではなく、比較的緩やかな形での連合を進める（ASEAN との FTA や上海協力機構など）。台湾の国家主権を認めることにつながることは認めず、国家として承認する国を消滅させることを狙いとすが、その一方で、経済的なつながりは強める（台湾との FTA である两岸経済協力枠組み協定（ECFA）など）。

知的財産権についてはそれが、市場の確保と原材料資源の確保、直接投資受入に大きな障害となった時は、その保護に取り組む。そうでないときは知的財産権侵害が前提となる企業の利益保護を図る方が交渉担当者の利得関数は高くなるので、知的財産権保護の優先度は高くない。

これらによって交渉担当者のアクセプタビリティ・セットは決まるだろう。

また、国内構成員の受け入れ範囲を示すウィンセット（win-set）であるが、民主的政治制度がなく、情報統制も厳しいので、民主主義国よりは、全般的な開発の成功につながりさえすれば、民主主義国に比べてウィンセットはかなり大きいといえる。それでも上記のように、国内の所得格差の拡大や事業者のおかれたポジションによる利害の相違が以前に比べればレベル 2 の国内ゲームに反映されやすくなっている。

まとめ

対外経済政策決定主体としては党の集権性を保ちつつも、全般的に制度化が進んだ。とくに特に着目されるのは、WTO レジームの枠内での対応については商務部への一極集中が進んでいることである。対外通商交渉においては外交部はほとんど出る幕が無く、商務部がほぼ一元的に対応している。ただし、反ダンピング・セーフガード等の中国側の提訴に関しては、一元化が進みすぎ、第三者による公正な裁定が担保されているかどうかは疑問である。金融面では国内の監督・管理体制の整備が進み、また、1999年にG20が発足したことで、先進国同様、中央銀行総裁と財務省が、直接に国際交渉を行うシステムとなった。ただし、中国人民銀行の独立性については他国から疑念も寄せられている。

対外経済政策交渉チャネルは財・サービスについてはWTOが中心となっており、中国はそのルールを積極活用しようとしているが、それだけでは収まらない領域も多い。二国間交渉だけでなくG20、ASEAN+3等も重要なチャネルとなっている。また、民間レベルの交渉チャネルもあり、交渉における業界団体の役割も小さくない。

政策指向性としては、基本的な実利志向であるが、主権に関わることに 대해서는 (かつて日米摩擦において内政に関わることもまでもが日米構造協定で協議されたことや、国内経済に甚大な影響を与えた金利引き下げと通貨切り上げが G5 のプラザ合意で決定されたことなどから比べると) ガードは固い。日米繊維紛争等にあったような「政治」と「経済」の取引は中国の主権に関わる場所では発生しにくい。WTO レジームについては単に受動的に、その枠組みに従うというだけではなく、反ダンピング提訴や紛争パネル提訴など、その枠内で認められた交渉手段を最大限活用しようとしている。また、WTO レジームの周辺領域ないし外れる場所では、多国間交渉、二国間交渉の双方のレベルで、(主権維持を最優先しつつも) 基本的には実利志向的な交渉を行っている。米中首脳会談では航空機発注などの「サイドペイメント」も多用される。

国内のゲームについてはさらに検討が必要であるが、先進国ではアクター分析の大きな要素となる「議員」(全人代代表)の動きは乏しく、また、業界団体も、明確に立場を表明することが少ないので、限られた情報の中で判断せざるを得ない。反ダンピング提訴を見る限りは、国内業界とくに、化学業界と鉄鋼業界の利害はかなりストレートに対外経済政策に反映されている。しかし、Kennedy が明らかにしたリジンだけでなく、半導体や自動車部品など国内に多くのユーザを抱える場合、利害対立が対応に反映していると考えられる。半導体の場合は、15号文件にまつわる摩擦は比較的あっさりとして解決してしまった。これは、中国がアメリカの政治力に屈したということだけではなく、同政策によって利益を得る業者は一握りで政策効果も乏しかったことにもよる。国内ゲームのあり方についてはさらに検討が進められる必要がある。

参考文献

英語

- Barnett, A. Doak [1985] *The Making of Foreign Policy in China*, London, I.B. Tauris & Co. Ltd (邦訳：伊豆見元・田中明彦訳『現代中国の外交』教育社、1986年)
- Iain Johnson, Alastair [2008] *Social States: China in International Institutions 1980-2000*, Princeton and Oxford, Princeton University Press
- Iain Johnson, Alastair and Robert S. Ross eds. [1999] *Engaging China: The Management of an Emerging Power*, London and NY, Routledge
- [2006] *New Direction in the Study of China's Foreign Policy*, Stanford, Stanford University Press
- Jacobson, H.K. and M. Oksenberg [1990] *China's Participation in the IMF, the World Bank and GATT: Toward a Global Economic Order*, Michigan, The University of Michigan Press.
- Jakobson, Linda and Dean Knox [2010] *New Foreign Policy Actors in China*, SIPRI Policy Paper 26, September, <http://books.sipri.org/files/PP/SIPRI26.pdf> (岡部達 味監修・辻康吾訳『中国の新しい対外政策 誰がどのように決定しているのか』岩波現代文庫、2011年)
- Kennedy, Scott [2007] "China's Porous Protectionism: The Changing Political Economy of Trade Policy", in Zeng ed. [2007]
- Kim, Samuel, ed. [1984] *China and the World: Chinese Foreign Policy in the Post-Mao Era*, Boulder and

London, Westview Press

- Lai, Hongyi [2010] *The Domestic Sources of China's Foreign Policy*, London and New York, Routledge
- Lampton, David M. [2001] *The Making of Chinese Foreign and Security Policy in the Era of Reform*, Stanford, California, Stanford University Press
- Liang, Wei [2007a] "Bureaucratic Politics, International Coordination and China's GATT/WTO Accession Negotiations", in Zeng ed. [2007]
- [2007b] "China's WTO Commitment Compliance", in Zeng ed. [2007]
- Lu, Ning [2000] *The Dynamics of Foreign-Policy Decisionmaking in China second ed.*, Westview Press
- Martin, Michael F. [2010] *Understanding China's Political System*, Congressional Research Service 7-5700, April 14 <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R41007.pdf>
- Mertha, Andrew [2007] "Putting Your Mouth Where Your Money Is: How US Companies' Fear of Chinese Retaliation Influences US Trade Policy", in Zeng ed. [2007]
- Miller, Gary J [1997] "The Impact of Economics on Contemporary Political Science," *Journal of Economic Literature* 35 (3), pp.1173-1204.
- Naoi, Megumi [2007] "Decentralization, Industrial Geography and the Politics of Export Regulation: The Case of Sino-Japanese Trade Disputes", in Zeng ed. [2007]
- Oksenberg, Michel and Elizabeth Economy, eds. [1999] *China Joins the World: Progress and Process*, NY, Council on Foreign Relations
- Pearson, Margaret M. [2001] "The Case of China's Accession to GATT/WTO", in Lampton, [2001]
- [2006] "China in Geneva: Lessons from China's Early Years in the World Trade Organization" in Johnston and Ross [2006]
- Putnam, Robert. D [1988], "Diplomacy and Domestic Politics: the Logic of Two-Level Games," *International Organization*, Vol.42No.3, pp.427-460
- Zeng, Ka ed. [2007] *China's Foreign Trade Policy : The new constituencies*, London and NY, Routledge
- [2007] "State, Business Interests and China's Use of Legal Trade Remedies" in Zeng ed. [2007]
- Zhao, Quansheng [2005] "Impact of Intellectuals and Think Tanks on Chinese Foreign Policy" in Yuan Hao and Lin Sa eds. *China's Foreign Policy Making: Societal Force and Chinese American Policy*, Ashgate Publishing.

日本語

- 阿部一知・浦田秀次郎 [2002] 『中国の WTO 加盟と日中韓貿易の将来』 日本経済評論社
- 天児慧 [2010] 『中国の台頭と対外戦略』 (天児慧・三船恵美編著 『膨張する中国の対外関係 パクス・シニカと周辺国』 勁草書房、所収)
- 荒木一郎・西忠雄編 [2003] 『中国の WTO 加入に関する議定書』 蒼蒼社
- 海老原毅 [2005] 「中国の WTO 加盟をめぐる対外政策過程—日中二国間協議を事例として—」 (佐々木編 [2005] 所収)
- 菱田正晴 [1997] 「中国の WTO 加盟」 (藤本昭編 『中国 21 世紀への軟着陸』 日本貿易振興会、所収)
- 石黒馨 [2007] 『入門・国際政治経済の分析ゲーム理論で解くグローバル世界』 勁草書房
- 賈義猛 [2004] 「中国対外経済政策過程におけるシンクタンクの役割—ガット復帰・WTO 加盟交渉をめぐる政策過程を事例として—」 『一橋研究』 第 29 巻第 2 号
- 郭四志 [2006] 『中国石油メジャー エネルギーセキュリティの主役と国際石油戦略』 文眞堂
- [2011] 『中国エネルギー事情』 岩波書店
- 川島真・毛里和子 [2009] 『グローバル中国への道程 外交 150 年』 岩波書店
- 経済産業省通商政策局編 [2010] 『不公正貿易報告書 2010 年版 WTO 協定及び経済連携協定・投資協定から見た主要国の貿易政策』 日経印刷
- 小島朋之 [1999] 『現代中国の政治 その理論と実践』 慶応義塾大学出版会
- 編 [2003] 『21 世紀の中国と東亜』 一藝社
- 国分良成 [1983] 「中国の対外経済政策決定の政治的構造—プラント契約中断決定の場合—」 (岡部達味編 『中

- 『国外交—政策決定の構造』日本国際問題研究所、所収)
- [2004] 『現代中国の政治と官僚制』慶応義塾大学出版会
- マクレガー、リチャード、小谷まさ代訳 [2011] 『中国共産党：支配者達の秘密の世界』草思社
- 丸川知雄・中川涼司編 [2008] 『中国発・多国籍企業』同友館
- ミッシェル、セルジュ、ミッシェル・ブーレ [2009] 『アフリカを食い荒らす中国』河出書房新社
- 三宅康之 [2006] 『中国・改革開放の政治経済学』ミネルヴァ書房
- 毛里和子 [2004] 『新版 現代中国政治』名古屋大学出版会
- [2006] 『日中関係 戦後から新時代へ』岩波新書
- 本山美彦 (2010) 『オバマ現象を解説する—金融人脈と米中融合—』ナカニシヤ出版
- 中川涼司 [2000] 『国際経営戦略—日中電子企業のグローバルベース化—』ミネルヴァ書房
- [2004] 「中台半導体産業と兩岸関係」(関下稔・中川涼司編 『IT の国際政治経済学』晃洋書房、所収)
- [2007] 『中国の IT 産業—経済成長方式転換の中での役割—』ミネルヴァ書房
- [2008a] 「中国企業の対外 M&A」(丸川・中川編 [2008] 所収)
- [2008b] 「中国における企業がバナンスと市場ガバナンス—会社法改正と独占禁止法制定に関する動きから—」(田中祐二・板木雅彦編 『岐路に立つグローバルイノベーション—多国籍企業の政治経済学』ナカニシヤ出版、所収)
- [2009] 「中国の経済成長方式の転換と成熟した消費社会への展望」『東亜』No.504、6月号
- [2011a] 「中国対外政策の新段階—国際秩序への適応と新秩序創造—」『立命館大学国際地域研究』No.33
- [2011b] 「中国対外経済政策決定過程研究の新動向および米中経済交渉議題の変化」『立命館国際研究』第24巻第1号、6月
- 中居良文編著 [2000] 『中国の政策決定過程』日本貿易振興会アジア経済研究所
- [2009] 『台頭中国の対外関係』御茶の水書房
- 中達啓示 [2011] 『中国 WTO 加盟の政治経済学』早稲田大学出版部
- 中戸祐夫 [2003] 『日米通商摩擦の政治経済学』ミネルヴァ書房
- 西村成雄・国分良成 [2009] 『党と国家 政治体制の軌跡』岩波書店
- 小尾敏夫 [2005] 「日米経済摩擦再考と米中及び日中経済摩擦への教訓」(日本国際経済学会第64回全国大会報告) http://www.soc.nii.ac.jp/jsie/Annual_Conferences/64th_Ritsumeikan/paper/5-2p.pdf
- 大橋英夫 [1998] 『米中経済摩擦：中国経済の国際展開』勁草書房
- 大西康雄 [2005] 「物流政策をめぐるアクターと相互関係」(佐々木編 [2005] 所収)
- ラファエル、フランソワ、藤野邦夫訳 (2008) 『米中激突』作品社
- 劉志宏 [2003] 「宝山製鉄所の技術導入をめぐる政策決定」『アジア経済』第49巻第2号
- 蔡林海 [2010] 『米中 G2 のパワーゲーム』日本経済評論社
- 崔晨 [2010] 「米中経済摩擦」『海外事情』6月号
- 佐々木智弘 [2005] 「電気通信業をめぐる政府と企業—固定キャリアの移動電話参入(1999～2003年)を中心として—」(佐々木編 [2005] 所収)
- 編 [2005] 『現代中国の政治変容 構造的変化とアクターの多様化』アジア経済研究所
- 下野寿子 [2008] 『中国外資導入の政治過程 対外開放のキーストーン』法律文化社
- 曾我・瓜生・糸賀法律事務所 [n.a.] 「中国のアンチダンピング調査手続きの流れ」<http://www.soga-uryu-itoga.com/ad/index.php?Mod=Ad&Cmd=html&Action=Procedure> (最終アクセス日:2011年2月16日)
- 高木誠一郎編 [2007] 『米中関係 冷戦後の構造と展開』(財)日本国際問題研究所
- 田中宇 [2010] 『米中逆転—なぜ世界は多極化するのか』角川書店
- 田畑光永 [2009] 「台頭中国と日本—未決算の累積と『戦略的互惠関係』」(中居編著 [2009] 所収)
- 田村秀男 [2008] 『経済で読む「日・米・中」関係—国際政治経済学入門—』扶桑社新書
- 高原明生 [2005] 「中国政治のガバナンス」『中国の政策決定システムの変化に関する研究会』国際金融情報センター <http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/tyousa/1703china8.pdf>
- 矢吹晋 [2000] 『中国の権力システム ポスト江沢民のパワーゲーム』平凡社新書
- 兪敏浩 [2007] 「中国の対外経済政策決定過程に関する一考察—日中農産物セーフガード問題

を事例として」『法学政治論究』第75号

----- [2010]「ポスト文革期における外資利用を巡る中国の政策決定過程」『NUCB journal of economics and information science』第54巻第2号

楊中美、高橋博 [2008]『中国指導者相関図』蒼蒼社

焦從勉 [2009]『日中通商交渉の政治経済学』京都大学学術出版会

中国語

黎兵 [2009]「論中美高層経済対話の背景、意義と問題」（上海市社会科学界聯合会編『新中国対外関係60年 理論与实践』上海人民出版社、所収）

李磊・漆鑫 [2010]「我国対外反傾銷威懾力能否有効抑制国際対華反傾銷？」『財貿経済』第7期

馬忠法 [2009]『美国対中国反傾銷案例研究』復旦大学出版社

苗迎春 [2009]『中美経貿摩擦研究』武漢大学出版社

邵宗海 [n.a.]「中共中央工作領導小組の組織定位」http://www.3.nccu.edu.tw/~chshaw/clg_staus.doc

石広生 [2004]『中国加入世界貿易組織知識読本』人民出版社

----- [2009]「中国“復関”和加入世貿組織談判回顧」『百年潮』第7期 <http://www.ourzg.com/bbs/simple/?t107972.html>

蘇振東・劉芳・嚴敏 [2009]「中国対外反傾銷措施の産業救済効応評価」『財貿経済』第10期

唐宜紅・唐若韜 [2010]「美国対華反補貼の焦点問題と我国的対策」『国際貿易』第5期

徐正輝 [2009]「重建金融工委？」『南風窓』9月14日、<http://news.sina.com.cn/c/sd/2009-09-14/133418646707.shtml>

楊勵・周文鳳 [2010]「国外対華反傾銷と我国的対応機制—基於行業協會角色的分析」『国際貿易』第4期

楊益 [2009]「積極利用WTO争端解決機制維護合法權益」『国際貿易』第10期

「胡锦涛在中央外事工作会议上發表重要講話」新華網 http://news.xinhuanet.com/politics/2006-08/23/content_4999294.htm

参照サイト（主要なもののみ）

中国共産党新聞網 <http://cpc.people.com.cn/>

中華人民共和国中央政府門戸網站 <http://www.gov.cn/index.htm>

中華人民共和国外交部 <http://www.fmprc.gov.cn/chn/gxh/tyb/>

中華人民共和国商務部 <http://www.mofcom.gov.cn/>

百度百科 <http://baike.baidu.com/>

新華資料「中国共産党」 http://news.xinhuanet.com/ziliao/2004-11/24/content_2255749.htm

経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>

世界貿易機関（WTO） <http://www.wto.org/>

中国橡膠工業協會 <http://www.cria.org.cn/criawebsite/default.aspx>

同タイヤ分会 <http://www.tyrefh.org/About.asp>

中国鋼鉄工業協會 <http://www.chinaisa.org.cn/>

中国造紙協會 <http://www.chinappi.org/index.asp>

（本稿は2011年度国際地域研究所研究プロジェクト「日米中政治経済研究会」の研究成果の一部である。）

